

❄️ 冬の安全を守るために

除雪作業へのご理解とご協力をお願いいたします。

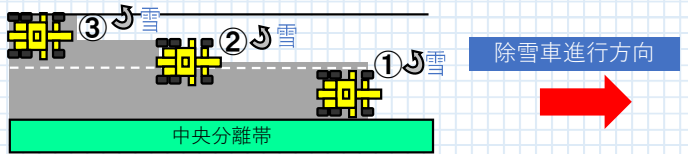
本格的な降雪シーズンが到来しました。例年、皆さまには除雪作業による騒音等ご迷惑をおかけしておりますが、皆さまの安全のためにもご理解とご協力をお願いいたします。

除雪作業中の無理な追い越しは大変危険ですので、やめていただくようお願いします。



片側2車線区間の13号除雪イメージ

1台目は追い越し車線側の雪を中央へ寄せ、間隔をあけて2台目、3台目のグレーダで雪を外側へ寄せていきます。



凍結抑制剤を過信せず、冬タイヤ全輪装着のうえ安全運転をお願いします。

凍結抑制剤は一時的に凍結を抑制するもので、完全に防止できるものではありません。



皆さんが除雪作業を行う際は・・・。

❄️ 道路に雪を出さないでください。

道路への排雪は交通の妨害になる大変危険な行為で法律で禁止されています。屋根の雪が車道や歩道に落雪し、道路を塞ぐこともありますので、道路沿いの方は注意して屋根の雪下ろしを行ってください。

❄️ 出入り口の除雪は各家庭でお願いします。

道路除雪により各家庭の出入り口に雪が残ってしまうことがあります。

限られた機械と時間の中での除雪作業となるため、各家庭での除雪にご協力をお願いいたします。

❄️ 流雪溝グレーチング蓋は使用後閉めてください。

歩行者がつかずいて怪我をしたり、除雪車が蓋を巻き込み破損するおそれがあります。

❄️ 除雪は目立つ服装で作業してください。

除雪は深夜や早朝が多いため、除雪車からは除雪作業をしている人たちが暗がりや雪壁で見えにくくなります。



夏タイヤでの雪道走行は

罰則対象

道路交通法等により、積雪または凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車または原動機付き自転車を運転するときは、タイヤチェーン、または、全車輪に冬タイヤ等を取り付けることが義務付けされており、違反すると罰則の対象となります。

罰則 罰金：5万円以下（道路交通法・山形県道路交通規則）
反則金：大型7千円／普通6千円／二輪6千円／原付5千円



国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

TEL 0237-23-2521 FAX 0237-23-2523

HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/obaiji/>